

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については<u>100分の67.5</u>とする。 4・5 (略)</p> | <p>(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については<u>100分の72.5</u>とする。 4・5 (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。